

公募に関する Q&A

※追記分については、青字で表記

◆応募資格

Q. 海外の研究機関に所属していますが、応募はできますか？

A. 応募資格者は、国内の研究機関等に所属する方に限ります。ただし、本公募に関しては、契約締結時（10月下旬予定）の所属が国内の研究機関等に確定しており、e-Rad からの申請が可能であれば応募できます。

Q. 既に AMED 再生医療研究課で実施している事業に参画していますが、応募はできますか？

A. 本公募は、AMED の再生医療関連の事業に参画している方（代表研究者、分担研究者を含む）でも、当該事業で実施中の研究課題と内容が重複していなければ応募できます。

Q. 複数の応募はできますか？

A. 提案書の内容が異なれば、応募できます。

Q. ①一般と②若手の両方の応募はできますか？

A. 同内容の提案を①一般と②若手の両方に申請することは出来ません。②若手の応募要件を満たしていれば、両方に応募できますが、提案内容が異なる必要があります。

Q. ①一般への応募について、年齢や役職に制限がありますか？

A. 年齢や役職の制限はございません。

Q. 一法人あたりの採択数に制限がありますが、応募数の制限もありますか？

A. 一法人あたりの応募数の制限はございません。

◆若手研究

Q. ②若手への応募の場合、分担研究者も 39 才以下である必要はありますか？

A. ②若手の応募要件は、代表研究者に限られますが、若手枠の主旨は若手研究者支援ですので、その点をふまえて十分なお検討をお願いします。

Q. ①一般の分担研究者と、②若手への応募者（代表研究者）は、重複してもよいでしょうか？

A. ①一般の分担研究者と、②若手への応募者は、重複しても構いません。

Q. ①一般で、若手研究者育成活用事業の書類は必ず提出する必要がありますか？

A. 若手研究者育成活用事業を利用したい希望がある方のみ申請してください。

Q. 若手研究者育成活用事業への予算内訳は、人件費も含めるのでしょうか。

A. 若手研究者を登用するために必要とする経費であり、内訳は提案書等記入例 22 頁下方の注意書きを参考にして計画してください。人件費は必ずしも含まれなくても構いませんが、研究期間内の当該若手研究者の雇用が安定的なものであることが望まれます。

Q. 若手研究者育成活用事業の上限 600 万円は、2000 万～3000 万円／年に含まなければなりませんか。

A. 若手研究者育成活用事業による支援は、2000 万～3000 万円／年に加算される形となります。ただし、採択された際、必ずしも若手研究者育成活用事業の支援を受けられるとは限りませんので、ご了承ください。

◆エフォート

Q. 提案書でエフォートが求められていますが、100%（専従）もしくは高い方がいいですか？

A. エフォート管理が適切に行われていれば、専従である必要はありません。また、本公募への応募課題に対するエフォートが高ければ、採択されやすいというものでもありません。提案内容を達成するにあたり適切なエフォート配分をお願いいたします。

◆企業

Q. 企業が協力機関として参加する場合には、大学と企業の間で契約が必要ですか？

A. 後々に、知的財産権等の問題の発生を防ぐためにも、予め共同研究契約等を締結することをお勧めします。知的財産の取扱いにつきましては、日本版バイドール法に遵守して対応してください。

Q. 協力機関の企業を知的財産権の出願人に含めてもいいですか？

A. 含めていただいて構いません。

Q. 研究費支援無しで協力機関に企業が加わる場合、企業としては、どのような関与で、どのような義務・制約を課されますか？

A. 協力機関の企業は、AMED との間で委託研究契約は締結せずに研究に関与する形となります。協力機関として参画する場合の特別な義務・制約はございません。大学等の機関とは成果の帰属等に関する取り決めを適切に行ってください。具体的に不明な点などがありましたらお問い合わせください。

◆経費

Q. 装置等のリース契約を研究費として計上できますか？

A. 計上できます。複数年度にまたがる場合には、契約時に立替払いしていただき、年度毎に経過月分

のみが認められます。研究機関終了後分は自己負担が発生する可能性があるのでご注意ください。

なお、AMED では研究費の機能的運用を図っております。詳細については、以下の URL をご参照ください。

AMED ホームページ「研究費の機能的運用について」

http://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html

◆提出書類

Q. 体制整備等自己評価チェックリストについて、平成 27 年 10 月に提出していますが、再提出は必要ですか。

A. 平成 27 年 9 月以降に文部科学省に体制整備等自己評価チェックリストを提出していれば、本公募のために改めて提出する必要はありません。

Q. 公募要領 48 ページの「8. 提出書類」および公募ホームページの資料の「提出書類チェックリスト」(ワードファイル)に記載の「任意」について教えてください。

A. 「必須」は、応募者全員が提出されることが必要であるのに対して、「任意」は該当者のみ提出という趣旨ですので、該当する方は必ずご提出ください。

1) (様式 1) 研究開発提案書 (必須)

2) (様式 2) 分担機関応募承諾書 (任意)

…分担機関を設定される場合に必要です。提出後、原本はお手元で保管してください。

3) (別添様式 1) 若手研究者育成活用事業 履歴書 (①一般において、任意)

…①一般に応募する方の中で、若手研究者登用を希望される場合に必要です。

4) (別添様式 2) 若手研究者育成研究計画書 (①一般において、任意)

…3) と合わせて、①一般に応募する方の中で、若手研究者登用を希望される場合に必要です。

5) 体制整備等自己評価チェックリスト (必須)

…個人での提出は不要です。所属機関において平成 27 年 9 月以降に提出されている場合、再提出は不要です。

6) 産前・産後休業および育児休業を取得したことを所属機関の長が証明した書類 (任意。様式自由)

…②若手に応募する方で、「産前・産後休業及び育児休業をとった者は、満 39 歳以下の制限に、その日数を加算することができる」という要件に当てはまる方。

7) 動物実験等の実施に関する自己点検書類

…研究開発計画の中で動物実験を計画されている方は必要です。

◆e-Rad

Q. e-Rad 上では、公募ホームページの（参考資料2） e-Rad 入力マニュアルに記載されていない「業績情報」、「略歴情報」の入力タブがありますが、これらについては入力しなくてもいいですか。

A. 「（参考資料 2） e-Rad 入力マニュアル.pdf」ですが、スクリーンショットの画像は実際の入力画面とは若干異なる場合があります。また、マニュアルのなかで「業績情報」「略歴情報」の入力に関する説明は省略させていただいております。「業績情報」「略歴情報」につきましても、お手元でご覧になっている画面に沿って入力をお願いします。

Q. e-Rad 上での提出は、公募要領 48 ページにある書類の順序で 1 つの PDF ファイルにして、アップロードすればよろしいですか。

A. 「応募情報ファイル（必須）」に（様式 1）研究開発提案書の PDF を、「参考資料」にその他の 2）～ 7）の書類を 1 つにまとめた PDF をアップロードしてください。いずれも PDF で提出してください。なお、1 ファイルのサイズ上限は 10MB です。

※既にご提出済みの方については、修正の必要はございません。

◆誤記または補足説明

Q. 公募要領 2 8 ページ「 2. 研究開発提案書の様式及び作成上の注意（ 2）研究開発提案書の作成」において応募は e-rad 及び郵送となっておりますが、郵送も必要でしょうか。

A. 記載の誤りで、応募は e-rad のみです。

Q. 「13. 体制図」記載例で、企業の研究者の位置づけは、分担機関でしょうか、それとも協力機関でしょうか。

A. 本公募では、企業等は協力機関のみとなります。分担機関の記載は誤りです。

Q. 公募ホームページの上部枠内に「研究開発費 | 1 千万～ 5 千万円未満」とありますが、上限 5 千万円で応募してもよいということでしょうか。

A. 公募ホームページの上部枠内の情報は、AMED 全体での公募事業のカテゴリーを示すものであり、実際の研究費の規模を示すものではございません。公募要領にしたがい、①一般②若手のそれぞれに応じた支援希望額でご提案ください。

平成 28 年 6 月 29 日

平成 28 年 7 月 7 日追記

●●本公募に関するお問い合わせ●●
日本医療研究開発機構（AMED）
戦略推進部再生医療研究課

再生医療実現拠点ネットワークプログラム
(幹細胞・再生医学イノベーション創出プログラム) 担当
e-Mail: saiseinw@amed.go.jp